

銀行法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

一	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
二	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	11
三	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	16
四	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	21

改正案	現行
<p>(休日)</p> <p>第五条 法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一 銀行の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日</p> <p>二 銀行の本店その他の内閣府令で定める営業所につき、当該営業所の休日としても当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 銀行がその営業所（前号に規定する営業所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその営業所の休日とする。</p>	<p>(休日)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日</p> <p>三 銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p>

日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

2| 外国銀行支店に第五条第二項第二号の規定を適用する場合には、おいては、同号中「本店」とあるのは、「法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店」とする。

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条第一項の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一 外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

三 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 (略)

(新設)

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一〜四 (略)

合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

四 前三号に掲げる者のいずれかに準ずるものとして内閣府令で定める者

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十二条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等
二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等

三 前号に掲げる親法人等の子法人等(当該外国銀行及び前二号に掲げる者を除く。)

四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等(第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。)

五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

六 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等(当該外国銀行及

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇八 (略)

び前各号に掲げる者を除く。)

七 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等(当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。)

八 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者(個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。)

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十二条の三 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。

一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十二条の三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。

一〜四 (略)

-
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の子法人等（当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）
- 三 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 第九條第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 長期信用銀行
-

- 2 第九條の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 五（略）
-

-
- 二 特例業務届出者
 - 三 海外投資家等特例業務届出者
 - 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
 - 五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
 - イ 銀行業
 - ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
 - ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
 - 3 第九條第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。
 - 一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等
 - 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等
 - 三 当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 4 第九條第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げ

-
- 3 第九條の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。
 - 一 三 （略）
 - 4 第九條の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者と

る者とする。

- 一 第二項第二号から第五号までに掲げる者
- 二 第十六条の八各号に掲げる者

(特定銀行代理業者の休日)

第十六条の七 法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第五条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

- 一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定銀行代理行為を行う営業所等の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等
次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定銀行代理業者の業務の健全か

する。

- 一・二 (略)

(特定銀行代理業者の休日)

第十六条の七 (略)

2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

- 一 (略)

二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等
当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、

当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定銀行代理業者が当該営業所

つ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ 当該特定銀行代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

3 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならぬ。

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の三十六第一項の規定による許可

二 法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る法第五十二条の五十七第三号の

等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

規定による承認

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号イの規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 法第五十二条の五十五の規定による命令

十 法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で銀行代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号イの規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十（略）

2〇5（略）

- 3 前項の規定により、銀行代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>第十條の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九條第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二條の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（準用銀行法第五十二條の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第八十五條の二第一項の規定による許可</p> <p>二 準用銀行法第五十二條の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更</p> <p>三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二條の五十七第三号の規定による承認</p> <p>四 準用銀行法第五十二條の四十二第一項の規定及び第十三條の三第二項第二号イの規定による承認</p> <p>五 法第八十七條第二項の規定、準用銀行法第五十二條の三十</p>	<p>第十條の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九條第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二條の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（準用銀行法第五十二條の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 準用銀行法第五十二條の四十二第一項の規定及び第十三條の三第二項第二号イの規定による承認</p> <p>五 法第八十七條第二項の規定、準用銀行法第五十二條の三十</p>

九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、信用金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査

九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十（略）

2～5（略）

(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(休日)

第十二条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 三 土曜日

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所

(休日)

第十二条 (略)

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所

の休日とすることができる。

一 金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日で当該事務所の休日として金融庁長官が告示した日

二 金庫の主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

三 金庫がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

（特定信用金庫代理業者の休日）

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条に

の休日とすることができる。

一（略）

二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官が承認した日

三 金庫がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日

3（略）

（特定信用金庫代理業者の休日）

第十三条の三（略）

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条に

<p>において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為(法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。)を行わない営業所等(特定信用金庫代理行為を行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。) 前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日</p> <p>イ 当該営業所等(主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。)につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>ロ 当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等(イに規定する営業所等を除く。)の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。</p>	<p>において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(休日)</p> <p>第四条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 信用協同組合等の事務所の所在地における一般の休日に当たたる日で当該事務所の休日として金融庁長官が告示した日</p> <p>二 信用協同組合等の主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその</p>	<p>(休日)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信用協同組合等の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p>

事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

- 一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 (略)

2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

- 一 (略)

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の

営業所等 次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ 当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

3 特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（準用銀行法第五十二条の六の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局

営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情

により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業者の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（準用銀行法第五十二条の六の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局

の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条の三第一項の規定による許可

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五十二条の

六第二項第二号イの規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 （略）

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の

六第二項第二号の規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十 （略）

<p>九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令</p> <p>十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分</p> <p>2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により、信用協同組合代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p>	<p>2 5 (略)</p>
---	------------------------

改正案	現行
<p>(休日)</p> <p>第六条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日当該事務所の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣が告示した日</p> <p>二 金庫の主たる事務所その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日</p> <p>三 金庫がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日</p> <p>3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日</p>	<p>(休日)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日</p> <p>(新設)</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日とその事務所の休日とすると</p>

日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第六条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令・厚生労働省令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）に

きは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 (略)

2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等に

つき、当該営業所等の休日としても当該特定労働金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

ロ 当該特定労働金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第八十九条の三第一項の規定による許可
- 二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

つき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

3 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

-
- 三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認
- 四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七條の二第二項第二号イの規定による承認
- 五 法第九十一条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第七條の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が
-

- 四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七條の二第二項第二号の規定による承認
- 五 法第九十一条第二項の規定並びに準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十 (略)

2～5 (略)

福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、労働金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、

都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条の規定による認可（定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可

二 法第九十一条の三ただし書（前号に掲げる認可に係るものに限る。）及び準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による承認
三 法第九十一条の二第一項の規定により前二号に掲げる認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更すること。

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定による承認

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同条第二項の規定による届出の受理、準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定による届出の受理並びに第六条第二項第三号及び第七条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並び

都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三（略）

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号の規定による承認

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

-
- に第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理
- 六 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限に属する事務
- 七 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに準用銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。
- 八 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる事務を行つたときは、金融庁長官（労働金庫代理業者に関するものにあつては、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。
- 3 前二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 4 都道府県知事が第一項各号に掲げる事務を行うこととする場合においては、法中同項各号に掲げる事務に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定
-

六〇九（略）

二〇四（略）

として都道府県知事に適用があるものとする。